

パシフィックソーワグループ ハラスメント撲滅宣言

ハラスメントは個人の尊厳や人権を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、働く人の心身の健康や能力の発揮を妨げるだけでなく、職場秩序の乱れや業務遂行の阻害を招き、組織の信頼性や社会的評価を著しく損なう重大な問題です。

当社グループは、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント、カスタマーハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメント行為を断じて許しません。また、これらの行為を見逃ごすことも決して容認しません。

すべての役員・従業員および関係者が、互いに尊重し合い、安心して能力を発揮できる健全な職場環境の実現を最重要課題の一つと位置づけ、ハラスメントの撲滅と防止に全社を挙げて取り組みます。

「私たちは、あらゆるハラスメント行為をしない、させない、見逃さない」ことを宣言します。

1. ハラスメントの禁止

役員・社員・契約社員・パート・派遣社員・インターン・取引先・顧客等、当社グループに関わるすべての人を対象に、あらゆるハラスメント行為を禁止します

2. 職場環境の整備

多様性を尊重し、誰もが安心・安全・快適に働ける職場環境づくりに努めます

3. 相談体制の整備

ハラスメントに関する問題に対応するために相談窓口を設置します。相談者や事実確認に協力した方のプライバシーを厳守し、不利益な取扱いを一切行いません

4. 教育・啓発活動の推進

ハラスメント防止に関する研修や周知活動を継続的に実施し、全員の理解と意識向上を図ります

5. 厳正な対応

ハラスメント行為が認められた場合は、速やかに事実関係を調査し、社内規程等に基づき厳正に対処します。また、被害者の就業環境改善のために必要な措置を講じます

6. 継続的な改善

社会情勢や職場環境の変化に応じて必要な施策を随時見直し、より良い職場づくりに努めます

2026年4月1日

株式会社パシフィックソーワ

代表取締役社長

谷岡 茂